

## 専任の宅地建物取引士の増員・変更に必要な書類

届出先	チェック	書類名
免許(府庁)		★ 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書(第1面)
		★ 宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書(第4面)
		専任の取引士設置証明書(添付書類3)
		★ 略歴書(添付書類6) ※他法人の非常勤役員を兼務している場合は、略歴書にその旨を記載 他法人から出向している場合は、上記に加え出向証明書(原本添付)
		★ 専任の宅地建物取引士の設置等に係る誓約書 専任の宅地建物取引士が必ず自署
		★ 宅地建物取引士証の写し(両面)
		★ 宅地建物取引業に従事する者の名簿(添付書類8)
取引士登録		様式第7号 宅地建物取引士資格登録簿変更登録申請書 (取引士登録のある各都道府県へご提出ください)
		直前の会社の退職証明書 新取引士の勤務先変更が済んでいない場合 (変更の場合)退職証明書 前取引士が退社される場合
宅建協会 <u>○は必須</u>		○ 準会員B届出書(入会申込書・変更届・退会届)
		○ 申請書類副本より ★分の写し
		△ 会員カード返却 (正 A B )
手数料 増員の場合		* 準会員入会金 ¥10,000
		* 会費 月分 ~ 月分 ¥ (入会月翌月からの会費 1,000円/月)

①上記書類は、泉州支部HP(下記リンク参照)よりダウンロードして頂くか、支部まで取りに来て下さいますようお願い致します。

増員 → <https://www.takken-sensyu.jp/koushin-henkou/sentori-zouin/>

変更 → <https://www.takken-sensyu.jp/koushin-henkou/sentori-henkou/>

②府庁へ変更届け提出の際、書類を2部(正・副)作成し提出してください。(知事免許の場合)  
(変更のお届けは、変更後1か月以内にご提出下さい。)

③府庁届け出後、大阪府收受印のある副本より★分の写しと、協会書類をご準備頂き泉州支部まで提出して下さい。



大阪府宅地建物取引業協会

泉州支部

大阪府宅地建物取引業協会 泉州支部

TEL 072-438-9001

FAX 072-438-9004

e-mail osakatakken-sensyu@song.ocn.ne.jp